

ID: 1287

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	特定疾病受療証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【根拠条文】 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定) 第27条の13 8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日